

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	保健福祉部 保険年金課 給付係	
許 認 可 等 名	限度額適用・標準負担額減額の認定及び認定証の交付(70歳以上)	
根 拠 法 令	国民健康保険法施行令	
根 拠 条 項	第29条の4第1項第3号八若しくは二、第4号八若しくは二又は第5号八	
連 絡 先	(電話 621-5159)	
審 査 基 準	基 準	<p>限度額適用認定の申請・認定証の交付 国民健康保険法施行規則 第27条の14の4</p> <p>1 令第29条の4第1項第3号八若しくは二、第4号八若しくは二又は第5号八の規定による保険者の認定(以下この条において「認定」という。)を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第2号及び第3号に掲げる事項を証する書類を添付し、保険者に提出しなければならない。ただし、保険者は、当該事実を公簿等又はその写しによって確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。</p> <p>(1) 世帯主又はその世帯に属する被保険者の氏名及び生年月日 (2) 認定を受けようとする被保険者の入院期間 (3) 令第29条の3第4項第3号若しくは第4号、第5項第3号若しくは第4号又は第6項第3号に掲げる場合のいずれかに該当している旨 (4) 被保険者証の記号番号</p> <p>2 前項の申請に基づき、認定を行ったときは、保険者は様式第1号の9による限度額適用・標準負担額減額認定証を、認定を受けた被保険者の属する世帯の世帯主に有効期限を定めて交付しなければならない。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成27年 1月 1日最終変更)
標 準 処 理 期 間	標 準 処 理 期 間	総日数 即日
	(設定しないものについてはその理由)	
	設 定 等 年 月 日	平成24年 8月 1日設定(平成 年 月 日最終変更)

適用区分の認定 国民健康保険法施行令 第 2 9 条の 3 第 4 項

【適用区分：】

(3) 市町村民税世帯非課税の場合（低所得 に該当する場合を除く）

【適用区分：】

(4) 第 1 項第 5 号イ（ 1 ）に定める者のすべてについて療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が 4 月から 7 月までの場合は前年度）分の地方税法の規定による市町村民税に係る同法第 3 1 3 条第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額に係る所得税法第 2 条第 1 項第 2 2 号に規定する各種所得の金額（同法第 3 5 条第 2 項に規定する公的年金等の支給を受ける者については、同条第 4 項中「次の各号に掲げる金額の合計額とする。ただし、当該合計額が 7 0 万円に満たないときは、7 0 万円」とあるのは「8 0 万円」として同項の規定を適用して算定した総所得金額とする。第 2 9 条の 4 の 3 第 2 項第 4 号において同じ。）並びに他の所得と区分して計算される所得の金額がない場合

(1)

イ 被保険者が市町村の行う国民健康保険の被保険者である場合 当該被保険者の属する世帯の世帯主及びその世帯に属する当該市町村の行う国民健康保険の被保険者である者

【自己負担限度額】

国民健康保険法施行令第 2 9 条の 4 第 1 項第 3 号八及び二

国民健康保険法施行令第 2 9 条の 4 第 1 項第 5 号八

区分	外来 (個人単位)	入院及び世帯 (世帯単位)
低所得	8,000円	24,600円
低所得	8,000円	15,000円

審査基準

基準